破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の特別調査期間

書面による計算報告

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１００２号
千葉市中央区神明町22番１号
清算株式会社　アートタチバナ株式会社
代表清算人　鈴木　卓憲

１　決定年月日　令和７年８月７日
２　主文　次の協定を認可する。
　　協定
令和７年（ヒ）第１００２号特別清算事件
清算株式会社　アートタチバナ株式会社
１　清算株式会社及び協定債権者は、以下の事項を確認する。
⑴　頭書事件は、令和６年２月19日付で成立した清算株式会社及び協定債権者間の弁済計画（以下､「本件弁済計画」という。）の履行として申立てされたものであること。
⑵　本件弁済計画における協定債権者に対する弁済は、下記金額を基礎に按分弁済するものとされていること。
株式会社千葉銀行：０円
千葉県信用保証協会：27,870,000円
２　協定債権者は、協定債権（これに付随する利息・遅延損害金の一切を含む。）の一切を免除する。
３　前項の免除の後、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、これを速やかに換価し、その換価費用その他優先債権等を控除した残額を追加弁済の原資とし、協定債権元金額に応じて按分計算した額を追加弁済する。この場合において前項による免除の効力は、追加弁済額の限度で遡って効力を失う。
以上
千葉地方裁判所民事第４部

監 督 命 令

再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定